

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札実施要領

平成23年4月1日企財第14号

改正

平成24年7月30日
平成25年3月8日
平成26年3月4日
平成29年3月30日
令和元年10月1日
令和元年12月16日
令和3年3月31日
令和3年6月28日
令和5年6月26日
令和5年9月29日

(趣旨)

第1 この要領は、別に定めがあるもののほか、建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資格等規程 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第31号の2）をいう。

(2) 要綱 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札実施要綱（平成23年4月1日付け企財第13号）をいう。

(3) 指名基準 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準（平成23年4月1日付け企財第18号）をいう。

(対象業務)

第3 指名競争入札の対象業務（以下「対象業務」という。）は、原則として、資格等規程第2条に定める建設関連業務のうち、予定価格が50万円を超えるものとする。

(予定価格調書の取扱い)

第4 対象業務を所管する課等の長は、当該入札に係る入札日の前日までに予定価格を定めるものとする。

(入札参加者の指名等)

第5 町長は、指名競争入札を行うときは、資格等規程、要綱、指名基準等に基づき入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の指名を行うものとする。

(被指名者への通知)

第6 町長は、第5の規定により入札参加者を指名したときは、指名競争入札通知書（様式第1号。以下「指名通知」という。）により被指名者に通知するものとする。

2 町長は、被指名者に指名競争入札心得（様式第2号）を配布するものとする。

(設計図書等の受け取り)

第7 入札参加者は、対象業務の仕様書、図面及び積算参考資料（以下「設計図書等」という。）を指名競争入札実施要領（平成23年4月1日付け企財第3号）別表の規定により受け取るものとする。この場合において、同表中「様式第4号」とあるのは「様式第3号」と、「工事担当課」とあるのは「主管課」と、「様式第5号」とあるのは「様式第4号」と読み替えるものとする。

(設計図書等に関する質問等)

第8 入札参加者は、設計図書等に関する質問がある場合は、指名通知に示す期間内に、書面により町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の質問及び質問に対する回答を入札期日の2日前（山田町の休日に関する条例（平成2年山田町条例第4号）に規定する町の休日を除く。）までに、入札参加希望者に周知するものとする。

(入札の方法)

第9 入札は、次のいずれかの方法により行う。

(1) 一般書留又は簡易書留による郵送により、指名通知に示す送付先（以下「指定送付先」という。）へ入札書を送付する方法（以下「郵便入札」という。）

(2) 入札参加者を指名通知で指定した日時及び場所に集合させ、一斉に入札書を提出させる方法（以下「直接入札」という。）

2 直接入札は、次のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 被指名者が山田町及びその周辺市町村に主たる営業所又は契約締結権限を委任する営業所等を有する者のみである場合

(2) 災害復旧その他の理由により早急に契約を締結する必要がある対象業務である場合

- 3 町長は、第1項に規定する入札の方法を指名通知に明示しなければならない。
- 4 郵便入札の場合における入札書は、到着期限までに指定送付先に到着させるものとし、到着期限を過ぎて到着した入札は、無効とする。
- 5 町長は、直接入札の場合において、代理人により入札しようとする者がある場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。
- 6 町長は、前項の委任状が提出されたときは、次に掲げる事項を確認しなければならない。
 - (1) 委任者の氏名及び押印
 - (2) 代理人の氏名及び押印
 - (3) 委任事項(開札)

第10 開札は、郵便入札の場合にあっては指名通知に示す日時及び場所において入札に参加した者において立ち会いを希望するものを、直接入札の場合にあっては入札に参加した者を立ち合わせて行うものとする。ただし、当該入札に参加した者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 郵便入札の場合の前項の開札は、立会人委任状(様式第5号)の提出があったときは、代理人が立ち会うことができるものとする。
- 3 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最低の価格をもって入札したものを、落札者と決定するものとする。
- 4 郵便入札の場合において、開札に立ち会わなかった入札参加者は、開札が行われた当日までに開札結果確認依頼書(様式第6号)を送付することにより、開札結果の確認を行うことができる。
(再度入札)

第11 町長は、開札の結果、第10第3項に規定する落札者がなかったときは、再度入札を行うことができる。

- 2 再度入札に参加できる者は、失格又は無効の入札書を提出していない者とする。
- 3 再度入札は、2回を限度とする。
- 4 町長は、郵便入札の場合において、再度入札を行うときは、第2項の再度入札に参加できる者に対して、再度入札の日時及び場所を再度入札通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 5 再度入札の場合における第9及び第10の規定の適用については、

第9第1項、同第3項及び第10第1項中「指名通知」とあるのは「再度入札通知書」とする。

(くじによる落札者の決定)

第12 開札の結果、落札者となるべき者(以下「落札候補者」という。)が複数となった場合は、当該落札候補者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

2 前項ただし書の規定は、郵便入札の場合において、開札に立ち会わなかった落札候補者にも適用するものとする。

(補則)

第13 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

2 令和3年6月30日以前に通知をした対象業務の指名競争入札の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

2 令和5年6月30日以前に通知をした対象業務の指名競争入札の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。